

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月17日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第26号

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年総社市規則第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、この規則による平成21年7月1日から<u>令和2年6月30日</u>までの間に行われる療養に要する費用についての新規則第2条の規定による負担上限月額の適用については、新規則別表第2中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の総社市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、この規則による平成21年7月1日から<u>平成31年6月30日</u>までの間に行われる療養に要する費用についての新規則第2条の規定による負担上限月額の適用については、新規則別表第2中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「2,000円」とあるのは「1,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>3～6 略</p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。